

国立大学法人、公立大学法人、学校法人における財務・経営情報の公開について

<作成・記載>

青字:作成や記載が義務づけられているもの

緑字:作成や記載が義務づけられていないが、他書類の記載事項との関係で義務的なもの

<公開>

◎ :一般公開が義務づけられているもの

○ :利害関係人への公開が義務づけられているもの

● :公開が義務づけられていないもの

☆ :公開が義務づけられていないが、他書類の記載事項との関係で義務的なもの

網掛:教育活動情報として別途公開されているもの

	国立大学法人	公立大学法人	学校法人
法人の設置根拠(根本規則)	◎ 国立大学法人法令 ※国立大学法人の設置等、大枠が法令で定められており、以下の項目についても一部法令に規定があるが、定款や寄附行為と同水準の情報が規定されているわけではない。	● 定款	● 寄附行為
	◎目的 ◎名称	●目的 ●名称 ●設立団体	●目的 ●名称
	◎業務の範囲	●業務の範囲及びその執行に関する事項	●設置する私立学校の名称、課程・学部・大学院・大学院の研究科・学科・部の名称・種類 ●事務所の所在地
	◎主たる事務所の所在地	●事務所の所在地 ●特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別	●役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
	◎役員の定数、選任及び解任の方法その他役員に関する規定	●役員の定数、任期その他役員に関する事項	●理事会に関する規定 ●評議員会及び評議員に関する規定
	◎学長選考機関の設置	●学長選考機関の設置	
	◎役員会に関する規定	●経営審議機関の設置、その構成員、審議事項、その他適正な運営を確保するために必要な事項 ●教育研究審議機関の設置、その構成員、審議事項、その他適正な運営を確保するために必要な事項	
	◎経営協議会及び委員に関する規定 ◎教育研究評議会及び委員に関する規定	●公共的な施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地 ●資本金、出資及び資産に関する事項	●資産及び会計に関する規定 ●収益事業の種類、事業に関する規定 ●解散に関する規定
	◎資本金 (法人解散の際に法令で規定)	●解散に伴う残余財産の帰属に関する事項	●寄附行為の変更に関する規定 ●公告の方法
	(一般に官報等で公告)	●公告の方法	
◎ 業務方法書	◎ 業務方法書		
◎ 中期目標 *文部科学大臣が作成・公表	◎ 中期目標 *設立団体の長が作成・公表		
◎教育研究の質の向上に関する事項	◎ 中期目標の期間(6年間) ◎住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
◎業務運営の改善及び効率化に関する事項	◎業務運営の改善及び効率化に関する事項		
◎財務内容の改善に関する事項	◎財務内容の改善に関する事項		
◎教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	◎教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項		
◎その他業務運営に関する重要事項	◎その他業務運営に関する重要事項		
◎ 中期計画、年度計画	◎ 中期計画、年度計画	● 事業計画	
◎教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	●重点事業 (教育、研究、学生支援、社会貢献、施設設備の充実、財政基盤の強化等)	
◎業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
◎予算、収支計画及び資金計画	◎予算、収支計画及び資金計画		
◎短期借入金の限度額	◎短期借入金の限度額		
◎重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	◎重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
◎剰余金の使途	◎剰余金の使途		

事業計画

	<ul style="list-style-type: none"> ◎施設及び設備に関する計画 ◎人事に関する計画 ◎中期目標の期間を超える債務負担 ◎積立金の使途 ◎その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◎その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 	
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ●業務実績報告書(毎年度毎) *公表義務はないが評価委員会に提出、評価委員会が評価結果を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務実績報告書(毎年度毎) *公表義務はないが評価委員会に提出、評価委員会が評価結果を公表 	○事業報告書
	<現況>	<現況>	<現況>
	●大学名	●法人名又は大学名	●法人名
		●設立年月日	●設立年月日
		●沿革	●沿革
		●所在地	●所在地
	●役員の状況(氏名、就任期間等)	●役員の状況(氏名、就任期間等)	●役員の状況(氏名、就任期間等)
	●設置学部・研究科等	●設置学部・研究科等	●設置大学、学部・研究科等
	●組織図	●組織図	●組織図
	●学生数	●学生数	●学生数
●教職員数	●教職員数	●教職員数	
<基本的な目標>	<基本的な目標>	<基本的な目標>	
●基本理念(大学の使命)	●基本理念(大学の使命)	●基本理念(大学の使命)	
●重点課題	●重点課題	●重点課題	
●基本的目標(教育、研究、社会貢献、管理運営、自己点検・自己評価、情報公開等)	●基本的目標(教育、研究、社会貢献、管理運営、自己点検・自己評価、情報公開等)	●基本的目標(教育、研究、社会貢献、管理運営、自己点検・自己評価、広報等)	
<事業の状況>	<事業の状況>	<事業の状況>	
☆主な事業の目的・計画・進捗	☆主な事業の目的・計画・進捗	●主な事業の目的・計画・進捗	
☆個別の事業計画の進捗	☆個別の事業計画の進捗		
●収容定員、収容数、定員充足率(学科、専攻等別)	●収容定員、収容数、定員充足率(学科、専攻等別)	●収容定員、在籍者数	
	●募集定員、志願者数、合格者数、入学者数	●募集定員、志願者数、合格者数、入学者数	
	●学位授与数(卒業・修了者数)	●学位授与数(卒業・修了者数)	
	●就職者数、資格試験合格者数	●就職者数、資格試験合格者数	
<財務の概要>	<財務の概要>	<財務の概要>	
☆予算、収支計画・資金計画と実績	☆予算、収支計画・資金計画と実績	●予算及び決算の概要	
		●財務の概要の経年比較	
☆短期借入れ金の限度額	☆短期借入れ金の限度額		
☆重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	☆重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
☆剰余金の使途	☆剰余金の使途		
	●積立金の使途	●主な財務比率	
●施設及び設備に関する計画	●施設及び設備に関する計画	●基本金への組入れ等	
●人事に関する計画	●人事に関する計画	●施設及び設備に関する計画	
●中期目標に係る実績報告書(6年毎) *公表義務はないが評価委員会に提出、評価委員会が評価結果を公表	●中期目標に係る実績報告書(6年毎) *公表義務はないが評価委員会に提出、評価委員会が評価結果を公表		
◎中期目標に係る事業報告書(6年毎)	◎中期目標に係る事業報告書(6年毎)		
財務状況	◎財務諸表	◎財務諸表	○財務諸表
	◎貸借対照表	◎貸借対照表	○貸借対照表
	◎損益計算書	◎損益計算書	○収支計算書
	◎利益の処分又は損失の処理に関する書類	◎利益の処分又は損失の処理に関する書類	○財産目録
	◎キャッシュ・フロー計算書	◎キャッシュ・フロー計算書	
	◎国立大学法人等業務実施コスト計算書	◎その他設立団体の規則で定める書類	
◎上記書類の附属明細書	◎上記書類の附属明細書		
◎当該事業年度の事業報告書	◎当該事業年度の事業報告書		
◎決算報告書	◎決算報告書		
◎監事及び会計監査人の意見を記載した書面	◎監事及び会計監査人の意見を記載した書面	○監査報告書	
◎役員の任命、解任	◎役員の任命、解任		
◎役員の報酬等の支給基準	◎役員の報酬等の支給基準		
◎職員の給与及び退職手当の支給基準	◎職員の給与及び退職手当の支給基準		

* 教育研究活動全般に関する情報、学生生活情報、評価関係情報は大学分科会質保証部会で検討。
 * 学校法人の設立認可関係情報は大学設置・学校法人審議会学校法人分科会で検討。
 * 設置主体に関わらず、公開が義務づけられているものを除く

（参考資料）

大学が公開すべき情報の項目について

1. 法令上の情報公開関係規定

（1）自己点検・評価の結果を公表すること

（学校教育法第 109 条第 1 項）

（2）認証評価の結果を公表，文部科学大臣に報告

（学校教育法第 110 条第 4 項）

（※公表義務は認証評価機関に課されている）

（3）教育研究活動の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図る

ことができる方法によって，積極的に情報を提供

（学校教育法第 113 条）

（4）人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則上定め公表

（大学設置基準第 2 条）

（5）授業の方法及び内容ならびに一年間の授業の計画を，学生に対して

あらかじめ明示

（大学設置基準第 2 条の 2）

（6）入学定員及び編入学定員を明示

（大学設置基準第 18 条）

（7）学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，学生に対してそ

の基準をあらかじめ明示

（大学設置基準第 25 条の 2）

2. 現在，答申等で公開することを提案されている情報

項目	高等局長通知	将来像答申	学士課程答申	佐藤委員発表資料
(1) 大学の設置の趣旨や特色	○			○
(2) 開設科目のシラバス等の教育内容・方法	○		○	
(3) 教員組織	○		○	○
(4) 施設・設備等に関する情報	○		○	○
(5) 大学に係る各種の評価結果に関する情報（認証評価や自己点検評価の結果等）	○	○	○	
(6) 学生の卒業後の進路	○		○	○
(7) 受験者数	○		○	○
(8) 合格者数	○		○	○
(9) 入学者数	○		○	○
(10) 財務・経営状況（大学規模・大学経営部会で検討）		○		○
(11) 設置審査関係情報（認可・届出に関する情報，設置計画履行状況等調査報告書）		○	○	
(12) 学則		○		○
(13) 入学者受入れの方針				○
(14) 学位授与の方針				○
(15) 教育課程の編成・実施に関する方針				○
(16) 教育研究業績				○
(17) 学生の在籍状況				○

(注)

「高等局長通知」……「大学による情報の積極的な提供について（通知）」（平成 17 年 3 月 14 日）

「将来像答申」……中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年 1 月 28 日）

「学士課程答申」……中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日）

「佐藤委員発表資料」…佐藤委員発表資料「質保証を支える設置基準等の整備について」

（第 3 回質保証システム部会，平成 21 年 5 月 20 日）